

・道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 9 条 の 2 の 2 に 定 め る 基 準

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190 センチメートル
 - ロ 幅 60 センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 四輪以下の自転車であること。
 - ロ 側車を付していないこと。
 - ハ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
 - ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。